

○湖南広域行政組合休日急病診療所の設置等に関する条例

平成25年2月28日
条例第4号

(設置)

第1条 休日における急病患者の診療を行い、地域住民の健康の保持および福祉の増進を図るため、休日急病診療所(以下「診療所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 診療所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 湖南広域休日急病診療所
位置 栗東市大橋二丁目7番3号

(診療の範囲)

第3条 診療所は、休日における急病患者に対し、次の診療を行う。

- (1) 診察
- (2) 薬剤または治療材料の投与および支給
- (3) 処理およびその他の治療

(診察日)

第4条 診療所の診察日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用料)

第5条 診療所において診療を受けた者から使用料(診療費用)を徴収する。

2 使用料(診療費用)の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法または高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。

(手数料)

第6条 診療所において診断書等を発給するときは、[別表](#)に定める手数料を徴収する。

(使用料等の徴収方法)

第7条 使用料および手数料(以下「使用料等」という。)は、診療または診断書等の発給の際徴収する。

- 2 使用料については、[第5条第2項](#)に規定する使用料の額から国民健康保険法(昭和33年法律第192号)および健康保険法その他の法令等の規定に基づく保険者等が負担する額を控除した額を徴収する。
- 3 管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用料等を後納させ、または減免することができる。

(運営委員会等の設置)

第8条 診療所の円滑な運営について調査審議または建議するため、湖南広域休日急病診療所運営委員会(以下「運営委員会」という。)および湖南広域休日急病診療所薬品審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の所掌事務は次の各号に掲げるとおりとし、委員20人以内で組織する。

- (1) 診療所の運営に関すること。
- (2) 診療所の医療事故災害補償その他診療上の諸問題の対策に関すること。
- (3) その他診療上の運営に係る重要な事項に関すること。

3 審査委員会は次の各号に掲げる事項を審査し、委員10人以内で組織する。

- (1) 医薬品の適正な使用および管理に関すること。
- (2) 医薬品の採用の可否および医薬品の取り扱いに関すること。
- (3) その他薬事に関し、審査会が必要と認める事項

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、診療所の管理および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年11月29日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定については、この、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成26年規則第1号で平成26年4月13日から施行)

[別表](#)(第6条関係)

手数料

- (1) 診断書1通につき 1,000円
- (2) 証明書1通につき 500円
- (3) 死亡診断書1通につき 3,000円